

喬木村高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助

の目的と申請の流れ

(目的)

ハンドル形電動車いす(以下「シニアカー」という。)の購入費用の一部に対し補助を行い、高齢者の外出する際の利便を図り、高齢者が自立した生活を営むことができることを目的とする。

(補助の対象者)

村内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) シニアカーがないと一人で買い物・公共交通機関の利用などの外出が困難な者
- (2) この補助の他にシニアカーの購入に関する補助を受けていない者
- (3) 申請を行う日において喬木村内に1年以上住所を有する者

(補助対象のシニアカー)

補助の対象となるシニアカーは日本工業規格 (JIS) T9208に該当するものとする。

(補助の額等)

補助の交付額は、シニアカーの購入に要する費用の6分の1以内とし、50,000円を限度とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

また、補助の対象となる台数は、一世帯あたり1台限りとする。

【申請の流れ】

① 事前申請（申請時期：購入前 申請者→役場）

申請者はシニアカー購入の前に、喬木村高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助申請書（様式第1号）に見積書及びカタログ等を添付の上申請する。

【提出物】

- 喬木村高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助申請書（様式第1号）
- 見積書及びカタログ等

② 決定通知受領（受領時期：購入前 役場→申請者）

申請者は喬木村高齢者ハンドル形電動車いす購入費助成決定通知書（様式第2号）を受領する。

申請者はこの通知を受け取ってからシニアカーを購入すること。

③ 事後申請書類の提出（申請時期：納品後 申請者→役場）

決定通知を受けた申請者は、喬木村高齢者ハンドル形電動車いす購入費助成金請求書（様式第3号）にハンドル形電動車いす納品証明書（様式第4号）※及び領収書を添付し、役場包括支援係に提出する。

※納品証明書は販売店で記載をいただいでください。

【提出物】

- 喬木村高齢者ハンドル形電動車いす購入費助成金請求書（様式第3号）
- ハンドル形電動車いす納品証明書（様式第4号）
- 領収書

— 担当部署 —
喬木村役場保健福祉課
包括支援係
TEL0265-33-1120